

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第1回 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会（桜丘幼稚園）
開 催 日 時	平成26年7月29日（火） 18時00分から19時45分まで
開 催 場 所	別館4階 第4委員会室
出 席 者	安藤委員・富岡委員・高橋委員・岩田委員・森崎委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1 閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人募集要項（案）について 2 閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人選定基準（案）と選定方法について
提出された資料等の名	資料1 閉園する枚方市立桜丘幼稚園に係る跡地施設の運営法人の選定について（諮問）写し 資料2 次第 資料3 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会委員配席表 資料4 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会委員名簿 資料5 枚方市附属機関条例（枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会） 資料6 樟葉南幼稚園及び桜丘幼稚園の有効活用に係る実施計画 資料7 閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人募集要項（案） 資料8 閉園する幼稚園跡地施設の運営に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式）（案） 資料9 閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人選定基準（案） 資料10 選定審査の手順について（案） 資料11 今後のスケジュール（案） 資料12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料13 枚方市情報公開条例 資料13-2 枚方市情報公開条例 第6条 補足資料
決 定 事 項	・閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人募集要項（案）について確認した。 ・閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人選定基準（案）と選定方法について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報であるため非公開。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て支援室

審 議 内 容

【事務局】

ただいまから、「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会」を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、深く感謝申し上げます。

この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子育て支援室長の金沢でございます。

本日の出席委員は5名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録の作成等会議運営事務について、ご審議いただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきます。

それでは、次に、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。

それでは、水野部長よりご挨拶申し上げます。

【事務局】

部長の水野でございます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、本市では、平成24年8月に国において制定された子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向け、現在、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定などの準備を進めているところです。

一方で、平成21年度から生じていた年度当初の保育所の待機児童については、平成21年度以降、認可保育所の定員増や公立保育所の分園設置等により計600人の定員増を実施し、本年4月には、待機児童ゼロを達成することができました。

しかしながら、保育需要は、依然として高い状況にあり、昨年度、実施しましたニーズ調査結果などから今後も増加が見込まれるため、新制度に伴う新たな手法として、幼保連携型認定こども園や小規模保育事業など、様々な手法による定員増の取り組みを実施する予定であります。

今回、皆様にご審議いただきますのは、この様々な手法の一つとして、平成27年4月1日に閉園される桜丘幼稚園を、今後の待機児童の解消や地域子育て支援の充実に向け、保育所の分園として有効活用していただく運営法人の選定という事になります。

本日の案件では、運営法人公募のための募集要項をご審議いただきます。その後は、応募法人が提出する書類選考やプレゼンテーションなどにより、ご審議いただき、より良い運営法人を選定していただきたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

【事務局】

それでは、本審査会についてご説明をいたしますので、資料5の「枚方市附属機関条例」をご覧ください。本条例の別表1.市長の附属機関の中に、本審査会がございます。わかりやすいよう付箋をつけておりますので、その箇所をご覧くださいませでしょうか。表の中で、上から2列目に、本審査会の記載があり、左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に、

規定しています。

それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料 4 をご覧ください。委員構成につきましては、まず、第 1 号の学識経験を有する委員といたしまして、京都文教短期大学教授の安藤和彦委員でございます。

【委員】

安藤と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

同じく、大谷大学准教授の富岡量秀委員でございます。

【委員】

富岡です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、第 2 号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の高橋龍三委員でございます。

【委員】

高橋です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、第 3 号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員協議会桜丘校区委員長の岩田千賀子委員でございます。

【委員】

岩田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

第 4 号の市民団体を代表する委員といたしまして、桜丘校区コミュニティ協議会会長の森崎武史委員でございます。

【委員】

森崎です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

本審査会は、以上の 5 人の委員で構成されます。各委員の皆様のお手元に市長の委嘱状を配付しておりますのでご確認ください。任期は、答申をいただくまでとなります。その間、委員の皆様

様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めております。そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。

本審査会の庶務については、枚方市子ども青少年部子育て支援室で担当いたします。

ここまでのご説明で、何かご質問はございませんか。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

子ども青少年部長の水野でございます。

【事務局】

あらためまして水野でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室入所・地域支援担当課長の横尾でございます。

【事務局】

横尾でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室新制度担当課長の富田でございます。

【事務局】

富田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室公立担当課長の今園でございます。

【事務局】

今園でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室総務担当課長の中道でございます。

【事務局】

中道です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室総務担当課長代理の山出でございます。

【事務局】

山出です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

子育て支援室総務担当の太田でございます。

【事務局】

太田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

最後に、司会の私、子ども青少年部次長兼子育て支援室 室長の金沢でございます。

それでは、次第 5 の会長の選出に移らせていただきます。資料 5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第 4 条の規定により、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。委員皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案をお示したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし

【事務局】

それでは、事務局案を提示させていただきます。

枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会会長に京都文教短期大学教授の安藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局】

ありがとうございます。「異議なし」ということで、安藤委員に選定審査会会長をお引き受けいただきたいと思います。安藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

以後の進行については、条例第 5 条第 1 項に基づき、会長が会議の議長となりますので、安藤会長よろしくお願いいたします。

それでは、安藤会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

次に、水野部長から安藤会長に対して、審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、安藤会長、その場でお立ち願います。

【事務局】

枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 会長様。

枚方市長 竹内脩。

閉園する枚方市立桜丘幼稚園に係る跡地施設の運営法人の選定について（諮問）。

枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、閉園する枚方市立桜丘幼稚園を保育所分園として運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。よろしく願いいたします。

【事務局】

よろしく願いします。先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元の資料 1 として、その写しをお配りしておりますので、ご確認ください。

それでは、これからの進行は、会長の方をお願いしたいと思います。

【会長】

会長のご指名をいただきました安藤でございます。ただいま、市長から諮問をお受けしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、審議を進めてまいります。まず、附属機関条例第 4 条第 4 項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長についても規定されており、同条第 2 項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に富岡委員を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

ご異議がないようですので、副会長は富岡委員をお願いいたします。

それでは、会議を進めていきます。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。

それでは、公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料 12 の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」をご覧くださいと思います。資料の 2 ページをお開きください。第 3 条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、第 1 号から第 3 号に該当する場合は、公開しないことができるとしています。

次に、資料 13 の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の 2 ページをお開きください。「枚方市情報公開条例」第 6 条第 1 項で公開しないことができる情報を第 1 号から第 8 号まで列

挙しています。本会議では、第3号の法人等に関する情報、第6号の意思形成過程情報、及び第7号の事務事業執行過程情報を取り扱います。

資料13-2をご覧ください。第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められており、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができるかとされています。本会議で取り扱う情報としましては、特に、その下の解釈の4番の(4)の経理、人事等の内部管理に関する情報が入っています。

また、第6号の意思形成過程情報につきましては、36ページ、表の大分類2、公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定があります。本会議では、具体の法人選定基準を定める場合や法人選定を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当します。

また、第7号の事務事業執行過程情報につきましても、39ページ、表の大分類1、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせると認められる情報などの規定があります。こちらにつきましても、先ほどと同様、具体の法人選定基準を定める場合は、これらの事由に該当します。

そのため、まず、案件①については、運営法人の募集要項について審議を行っていただくため、本日の選定審査会の審議内容については、非公開とする事由に該当しないと考えています。

次に、案件②の運営法人選定審査会選定基準と選定方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開が適切と考えています。

【会長】

ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事も必要な事案もあります。

そのため、案件①の運営法人の募集要項についての審議は公開とし、案件②の運営法人の選定審査会選定基準と選定方法についての審議については、非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

賛成が過半数であったため、本会議は、案件①を公開、案件②を非公開とします。

続きまして、本会議の会議録について事務局から説明を求めます。

【事務局】

再度、資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の6ページをご覧ください。会議録につきましては、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条で

会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第2項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第3項に審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきたいと思っております。なお、発言者の表記につきましては、委員の皆様を活発な議論をお願いしたく、委員の個人名は表記せず、「会長」、「副会長」、「委員」と表記したいと考えております。会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになりますので、各委員の発言は記録されますが、表記は「会長」、「副会長」、「委員」と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思っておりますので、事務局から説明を求めます。

【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会」資料一覧をご覧ください。その中で、本日の案件の資料にあたります資料7「閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人募集要項（案）」及び資料8「閉園する幼稚園跡地施設の運営に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式）（案）」、資料9「閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人選定基準（案）」、資料10「選定審査の手順について（案）」、資料11「今後のスケジュール（案）」につきましては、これからご審議していただきますが、これらの資料につきましては、募集要項や審査基準の考え方をご審議いただく中で、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることで、公平性の観点から支障があると考えますので、会議終了後、事務局でお預かりしたいと考えています。それ以外の資料については、持ち帰っていただいても支障はありませんが、今後も会議は続きますので審議を円滑に行っていただけるよう、資料につきましては、事務局により、お手元のバインダーに綴じまして、次回、会議開催まで事務局で保管させていただきたいと考えています。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料は全て、事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。

【事務局】

今後の会議の案件については、法人選定に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いします。

また、答申をいただいた後に、議事録や資料を公開いたしますが、それまでの間は、委員名簿や各会議終了後に、審議内容の概要（進捗）について、ホームページを通じて公表してはどうかと考えています。

【会長】

ただいま、事務局から次回以降の会議について、非公開と資料の取扱いについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

会議運営事項の確認はこれで終了します。本日の傍聴者は、いらっしゃいますか。

【事務局】

本日の傍聴者は、おられません。

【会長】

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の別表に、担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料5「枚方市附属機関条例」の第1条第2項をご覧ください。附属機関は、執行機関その他担当事務にかかる機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。とあります。

次に、付箋の部分をご覧ください。網かけの左から2番目のマスの中ですが、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業又は閉園する幼稚園を活用した保育所分園を運営する法人の選定に関する審査。とあります。法人を選定するにあたり、募集要項及び選定方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションなどを行い、選定の結果、一つの法人を、桜丘幼稚園跡地施設の運営法人として適当であると市長に対して報告をしていただきます。

なお、会議の時間につきましては、1回あたり概ね2～3時間程度と考えております。ただし、審議の状況によっては、3時間を超える場合も考えられますので、その場合は調整をお願いすることになります。

【会長】

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本会議は閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人を選定することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

次第8の案件①の審議として、「運営法人募集要項（案）について」とありますが、このことについて事務局の説明を求めます。

なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで、説明していただき、その都度、審議していくということで、いかがでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

それでは説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料6「樟葉南幼稚園及び桜丘幼稚園の有効活用に係る実施計画」をご覧ください。本市における就学前児童数は減少していますが、保育所の保育需要は、平成20年秋のリーマンショック以降の社会・経済状況などの影響により増加し続けています。そのため年度当初の待機児童に対しては、保育所の定員増を基本に対応していますが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、今後も保育需要の増加が見込まれます。そのため、平成24年2月に策定した「枚方市立幼稚園の運営・配置実施計画」に基づき、平成27年4月1日に閉園される樟葉南幼稚園及び桜丘幼稚園施設を今後の待機児童の解消や地域子育て支援の充実に向け、有効活用をしていくこととしています。

次に1. は経過と現状です。2. は、各幼稚園の施設状況です。

2 ページをご覧ください。桜丘幼稚園の周辺図です。桜丘幼稚園は、枚方市内を北部・中部・南部・東部と4つに割った地域の中では中部地域に位置しています。下側にありますグラフは、就学前児童数が年々減少していることと、幼稚園の在園児が減少傾向にあるにもかかわらず、保育所への入所児童数が上昇している様子を表しています。

3 ページのグラフは、市内の北部・中部・南部・東部の4つの地域別の保育所の利用状況を表しています。④が、保育所の地域別待機児童数の推移、⑤が、保育所の地域別定員の推移、⑥が、保育所の地域別入所児童数の推移となっています。

次に4 ページをご覧ください。有効活用に向けた基本的な考え方を記載しています。幼稚園の有効活用や今後の待機児童の状況に応じた柔軟な対応について、また、施設の無償貸付について記載しています。

次に 5 ページは、主な施設整備内容となります。幼稚園という教育施設から保育所という児童福祉施設への用地変更に伴う、建築基準法上の改修工事が主となります。

次に、6 ページをご覧ください。スケジュール等となります。

それでは、お手元の資料 7 をご覧ください。この募集要項（案）につきましては、本市でこれまで実施してきました公立保育所の民営化の募集要項をベースに、先ほど説明させていただきました実施計画の内容を組み入れたものとなっており、待機児童解消及び地域子育て支援の充実のため、保育所分園を運営していただける法人を募集するためのものです。

それでは、募集要項案に沿って説明をさせていただきますが、まずは、募集要項案の 1. 閉園する幼稚園の名称及び所在地等から 4. 応募資格及び条件までの説明をさせていただき、その後、質疑応答をさせていただきたいと考えています。その後、5. 保育所運営申込所等の配布以降の説明をさせていただきます。

それでは、募集要項（案）の 1 ページをご覧ください。

1 は、閉園する幼稚園の名称及び所在地等、

2 は、開設予定時期をお示ししています。

3 の公募条件ですが、(1) の定員は、1 歳児から 3 歳児を 30 人以上とします。(2) 施設の敷地及び建物等について、(3) は、スケジュールと主な整備内容、2 ページに移りまして、(4) は分園開設に係る補助についてになります。(5) は施設の維持管理経費についてです。

4. 応募資格及び条件に移ります。(1) 平成 26 年 7 月 1 日現在で、以下の条件を満たしていることとします。①児童福祉法第 7 条に規定する保育所を枚方市内（中部地域）において、引き続き 10 年以上運営している社会福祉法人であること。

6 ページをご覧ください。枚方市では、平成 21 年度策定の保育ビジョンに基づき、保育サービス等を提供するのに、地域バランスを考慮して市内を 4 つの地域に分けています。桜丘幼稚園の位置する中部地域は、穂谷川と国道 1 号線、府道 18 号線、天野川に囲まれた地域となります。

次に、②本園で 4 歳以上児の保育をしていること。とありますが、これは分園での保育が終了し、4 歳児クラスになる子どもの受け入れのできる法人ということです。

(2) ～ (6) につきましては、法人の基本的な部分についての内容です。

(7) 施設の運営について、①分園の定員は 30 人以上とし、1 歳児～3 歳児とします。②分園で保育した児童を、引き続き本園で受け入れることなど、10 項目となります。

次に、(8) 保育内容等については 8 項目あります。3 ページの③をご覧ください。③本園と分園の子どもたちの保育を交流して行い、給食の搬出や衛生面の管理など、本園と分園とが協力して一体的な運営を行うこと。④本園と分園において、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。等となっております。

次に、(9) その他です。苦情解決等について記載しています。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

【会長】

では、「運営法人募集要項（案）について」審議を行います。資料 7 の 1. から 4. 応募資格及び条件までで、ご意見のある方。

【委員】

コミュニティ協議会でも地域を4等分しているが、ブロック割と矛盾していて活動がしづらくなっています。そのことを事務局はご存知ですか。

【事務局】

保育に係る地域につきましては、保育サービス、地域のバランスを考えた上で、平成21年保育ビジョンにおいて区分しております。その中で、桜丘は中部にさせてもらっています。

【委員】

中部や南部といった区分けはどのように影響しているんですか。

【事務局】

分園を運営するにあたっては、本園との交流が多いことから、利便性等の観点から同じ地域にある保育園を運営している法人に対象を限定しています。

【事務局】

補足させていただくと、待機児童の把握、施設整備等、地域ごとに区分けをしており、各地域での実態を把握することについても本市では地域ごとに区分けをしております。

【会長】

続いて、資料7の5. 保育所運営申込書等の配布以降について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、5. 保育所運営申込書等の配布です。配布日時は、平成26年8月8日（金）から9月18日（木）までとなり、様式は、市ホームページからダウンロードして入手する事もできます。

6. の提出書類は、別紙「閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類となります。後ほどあらためて説明させていただきます。

7. の説明会の開催及び現地見学会については、応募を予定している法人に対しての説明会等となります。予定している日程は、平成26年8月21日（木）午後1時30分からで、桜丘幼稚園で説明会を行った後、施設の見学会を実施する予定としています。

8. の申込受付及び場所については、平成26年9月8日（月）から9月18日（木）までとなります。

9. 募集に係る質問等については、以下のとおり受付し回答を行っていきます。

10. 選定及び決定等。選定は、この選定審査会において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。

選定は、応募法人から提出された書類と応募法人の代表者等によるプレゼンテーションや、委員の皆様からの質疑応答にて行います。また、その内容については会議録として、後日、公表し

ます。

選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。

応募法人が 1 法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

選定結果については、書面で応募法人に通知するとともに、市のホームページで公表します。また、応募締切後にも、応募された法人名を市のホームページで公表します。

本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。

これまでのスケジュールを整理したものが、11. 運営法人選定までの予定スケジュールとなります。

12. 問い合わせ先は、記載のとおりです。

6 ページには、中部地域を示した図と桜丘幼稚園の位置図です。7 ページは、市で行う整備後の予定図で、8 ページに用地の概況を記載しています。

資料 7 の募集要項（案）に関しては以上の説明となります。

【会長】

5. 保育所運営申込書等の配布から最後までで、ご意見のある方。

【委員】

応募してくるかはわからないが、募集対象地域に以前関わりのあった法人があります。仮にその法人が応募してきた場合、審査に加わっても大丈夫なんでしょうか。

【事務局】

後ほどその点について案件②の中で確認させていただきますが、現在ということであれば大丈夫です。

【会長】

それでは、事務局から資料 8「閉園する幼稚園跡地施設の運営に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本要項に基づく提出書類のご説明を行います。資料 8 になりますので、よろしくお願ひします。

応募法人から提出を求める書類といたしましては 1 から 20 までということで、1 つ目の運営申込書につきましては、様式 1 としています。

2 つ目の応募にいたる動機・目的については、様式 2 としております。

3 つ目の運営法人の経営方針や保育所運営方針については様式 3 としております。

4つ目といたしまして、様式4の保育所事業計画書に、保育所事業の色々な項目について記載をしていただくこととしております。様式4をご覧ください。この中身につきましては、大項目1の保育所運営では、保育理念や定員、開所時間など9項目とし、2ページ大項目2の保育内容等では、保育内容、障害児保育、本園と分園の運営について、食物アレルギーなど9項目に、4ページ大項目3の職員では、保育士配置や採用及び構成など3項目になっています。

5つ目の資金計画書ですが、こちらは様式5になります。運転資金の調達方法などについて、記載していただくこととしております。

6つ目の法人理事長の履歴書ですが、こちらは様式6になります。

7つ目の財産目録ですが、こちらは様式7になります。これは法人の財産目録を提出していただきます。

8つ目に、これらの提案内容の概要をまとめたものとして、様式8としています。これを見れば、提案内容がコンパクトにわかるようになっていきますので、審査をしていただく際にも最もご覧いただく機会の多いものになります。

以上が様式として定めているものでございます。それでは資料8の最初のページにお戻りください。それ以外の提出書類といたしまして添付9から添付20までがあります。9が本部会計の貸借対照表、10が施設会計の貸借対照表、11が本部会計の決算書一式、12が施設会計の決算書一式、13が本部会計の予算書一式、14が施設会計の予算書一式、15が法人調書、16が保育所調書。これらは法人が、大阪府などの法人指導課に提出したものです。17は直近の大阪府法人指導監査等の結果と回答文書の写し、18の法人定款、19として応募法人が現在、運営している保育目標、保育内容がわかるもの。パンフレット等でも差し支えないとしております。20として応募法人が現在、園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアルの以上の書類を提出していただくこととしております。説明は以上です。

【会長】

資料8の関係書類で、ご意見のある方はおられますか。

【事務局】

社会福祉法人の会計の提出先はどこになるんですか。

【事務局】

本年度より中核市になりましたので、本市に提出していただきます。なお、前年度より事務移譲されているので、本市に提出していただいております。

【会長】

提出書類以外の書類を法人が提出した場合はどうなるのでしょうか。

【事務局】

公平性の観点から、事務局で取り除いて委員の皆様にお渡しします。

【会長】

わかりました。それでは、今回いただきましたご意見につきましては、大幅な修正はなかったと思いますので、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、今後の手続きを円滑に行うため、今回の資料の修正につきましては、会長である私に一任していただけますでしょうか。私が確認をさせていただきます。

【各委員】

お願いします。

【会長】

ありがとうございます。それでは事務局と調整して作業を進めてまいります。

次に、案件②の閉園する桜丘幼稚園跡地施設の運営法人選定基準（案）と選定方法について、の内選定基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料9の「選定基準（案）」をご覧ください。この選定基準案の確認する内容については、先ほどご確認いただきました募集要項の各項目と一致しております。それでは、表の見方について説明させていただきます。

選定基準といたしまして、募集要項の内容を、大きな事項として1から4に括り、整理しております。1. 応募法人の経営等に関する事項。2. 保育所運営に関する事項。3. 保育内容等に関する事項。4. 職員体制に関する事項。この括りの中に、それぞれ募集要項の内容に応じて事項を設けております。この事項については33項目あり、左端に1～33までの番号をつけております。

要求事項番号の次の列（欄）は、資料7「運営法人募集要項」に記載している項番を示しています。例えば、番号3です。ここの募集要項の欄には4. (2) とあります。

それでは、資料7募集要項の2ページをご覧ください。4. 応募資格及び条件、(2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることを指しています。募集要項と見比べていただく時の目次代わりに使っていただきたいと思いますと考えています。

続きまして、選定基準（案）の次の欄は、確認書類等です。確認していただく内容がどの書類、様式に示されているのかを表示しています。法人に提出していただく、各提出書類の様式にも左端にある番号と同じ番号をつけていますので、審査の時にどの様式に法人の考えが記載されているのかを探すときの目次として活用してください。

なお、22番、23番、30番につきましては、書類の他に、プレゼンテーションとあわせて確認していただく項目もあります。

次の欄は事項区分です。これは各項目が確認事項か提案事項であるかを表しています。この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は要項の中で、保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。と言ったように、「〇〇すること」といった条件付けをしている項目があります。その条件を満たしているかを確認していただく必要があるため確

認事項としています。

確認事項に対して、提案事項は、子どもの状況や発達過程を踏まえた創意工夫を行うこと。など法人に検討を促し、どうするのか法人の考えを聞くような項目が該当します。

続きましては、「確認する内容」の欄です。審査するときのポイントを要項の内容に基づいて表示しています。

最後に配点の欄としております。なお、配点は、2、1、0を基本に採点していただきます。

採点につきましては、2ページ一番下の囲みにあります「採点にかかる注意事項」をご覧ください。

- ・ 確認事項を満たしている場合は、1点。

- ・ 確認事項を上回る場合は、2点。

- ・ 確認事項を下回る場合（基準を満たしていない場合）は0点としています。そのため、確認事項では1点を標準としています。

また、1点のみの表示している項目があります。これは、必須事項としています。そのため必ず実施しないといけない項目となりますので、実施することが確認できれば1点の評価ということになります。

例えば、番号7（分園の定員が30人以上となっているか）などが該当します。

次に、提案事項の採点は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点としています。また、提案事項につきましては基本的に0点を標準としております。なお、提案事項は、全部で5項目あります。

また、配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で基準となる点数に網かけをしています。例えば、確認事項では1点に、提案事項では0点に網かけをしています。

次に、採点に際しては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容でご確認後、採点をしていただきますが、仮に書類で確認できない場合がありますら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認ということになります。

次に、2ページ一番下をご覧ください。配点についてということで、満点の場合は63点ということになりますが、63点というのがわかりにくいというところもありますので、最後にホームページ等で公表する際には、満点を100%に換算するという形を考えております。例えば、1番の応募法人の経営等に関する事項。この項目だけでは満点だと8点になりますが、これを100%換算するとこの部分の項目は12.7%ということになります。

次に、配点についての2行目になりますが、仮に確認事項はすべて満たしすべて1点であり、提案事項で提案がなく加点が0点の場合は合計で28点となります。この場合、100%に置き換えると44.4%となります。説明は以上です。

【会長】

案件②の選定基準（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【各委員】

ありません。

【会長】

次に、選定方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 10「選定審査の手順について（案）」をご覧ください。選定審査の手順としましては、大きく 4 つに分けております。1 つ目は、書類審査です。2 つ目は、プレゼンテーションです。3 つ目は、運営法人の選定になります。最後に報告書としてまとめていただきます。

それでは、1 つ目の書類審査の欄をご覧ください。「提出書類」の説明になります。これは、応募のあった法人の提出書類を事務局から内容の説明を行います

次の段階としては、「選定審査表」（仮審査用）です。書類審査の段階ですが、各法人の提出書類を「選定基準」に基づき採点を記入していただきます。

採点の途中で、不明な点等は、適宜質問をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきます。

次の段階として、選定審査集計表（仮集計）の段階になります。採点していただいた各委員の採点を、事務局で仮集計し、委員の皆様にご覧いただき、名前を伏せて配付させていただきます。例として、1 枚めくってください。表は、右側に、各委員ごとの採点結果を集約しています。一番右に、採点の集計結果として、合計を設けています。項目数が多いため、総合計は裏面の右下になります。この例の採点内容については、後ほど、説明させていただきますので、今は全体の構成を見ていただければと思います。

それでは、資料 10 の 1 ページ目にお戻りください。続いて、2. プレゼンテーションについてです。プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたらプレゼンテーションの項目について採点をしていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に、一定確認できなかったことや、やり取りの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただけるようにと考えております。プレゼンテーション後は、再度、仮集計をさせていただいて書類審査と同様に事務局で仮集計を行い、その結果を基に意見交換をしていただき、意見交換が終わった後に、最後、3. 運営法人の選定の段階に移ります。

法人の選定というところで選定審査表も本審査用ということで、タイトルをかえさせていただきます、新たに最終の採点をしていただき、次の選定審査集計表の段階に移ります。これまでの選定審査集計表と同様に、本審査結果の集計表にまとめたものを配布します。その結果を基に法人を決定する訳ですが、その方法として、「選定審査集計表に基づき、以下の 3 つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。

①基準点合計が 140 点以上を満たしている。これは、28 点×5 人の合計です。

②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人。

次に、③委員ごとの合計点を比較し、最も多くの委員が「甲法人」を選んだ場合。

ただし、この例の時に、総合計が同点の委員の選択は、「甲法人」を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、「甲法人」を選んだものとする。」としています。事例として、2 法人の応募があった場合と 3 法人からの応募があったケースを下に表で示しています。いずれの場合も甲

法人を選んだ委員が最も多いので、この場合は、①の総合計が最も高い法人と②の最も多くの委員が選んだ法人の両方の条件を満たしていますので、甲法人の決定になります。なぜ、このような手続きを行うのかというと、資料 10 の 3 ページをご覧ください。この資料の中では、例として、2 法人の応募があり、5 人の委員で採点をしていただいた結果、総合計が 249 点で乙法人が最も高い点数になります。次に、その左横の各委員の総合計を見ていただきたいのですが、E 委員以外の 4 人は、甲法人を選んでいますが、これは、あくまでも例として、かなり極端な例で作成していますが、E 委員 1 人が、甲法人に 0 点、乙法人に満点をつけるというような採点を行えば、他の委員の結果より総合計の点数結果が E 委員 1 人の結果に優先されるということが、あり得るということを表しています。

実際には、このようなことは起こり得ないと思っておりますが、選定方法の制度上の中では可能であり、このような形で、法人を決定するは避けたいと考えております。皆様の採点する基準のレベルを合わせていただきたいと考えています。そのため、通常は最初のページをご覧くださいなのですが、1. 書類審査及び 2. プレゼンテーションの各仮審査後の意見交換の段階で、このようなことが起こらないよう意見交換を行っていただければと考えています。そのため、実際には、3. 運営法人の選定の段階では、ほとんどの場合、①の基準点合計（140 点以上）を満たしており、②の各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人と、③の委員ごとに総合計を比較し最も多くの委員が「甲法人」に高い点をつけた（選んだ）法人の 3 つの条件を満たすことになると思います。そのため、万が一の場合に備えてということで、①と②と③の条件を満たす場合を条件に法人を決定するという方法を提案させていただきました。以上で、説明を終わらせていただきます。

【会長】

案件②の選定方法（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】

確認事項で 0 点の項目があった場合は、その時点でその法人は対象外となるんですか。

【事務局】

対象外ということにはなりません。確認事項で満たされていない項目につきましては、その法人が移管法人となった場合、こちらの基準を満たしてもらうようお願いすることになります。

【委員】

審査項目が複雑すぎて審査できるか不安があります。責任が重大なことですし。

【事務局】

様々な立場の委員さんがおられますので、責任が伴ってくることはありますが、それぞれの観点で採点し、意見交換をしてもらえればと思います。

【副会長】

募集要項では定員は 30 人となっていますが、資料 10 の 7 では定員が 20 人になっています。

【事務局】

失礼しました。こちらで修正させていただきます。

【会長】

案件②については、概ね、事務局案で了承されたかと思います。選定基準と選定方法は事務局案といたします。事務局の方から、選定に関わることで、その他、何かありますか。

【事務局】

事務局から、お願いがあります。次回から選定を行っていただきます。その際、先ほども委員の方からご質問がありましたが、公平な選定という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、審査委員としましては、公平な選定を妨げる恐れがありますので、まず、採点に関しましては、ご辞退いただくことが適当ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。公募してみないとわからない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選定の前に、その様なケースに該当する場合は、お申し出いただき、この場でご確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取扱いについては、改めてご審議いただければと考えています。この点につきまして、公募に先駆けてご審議をいただく必要があるのではないかと考え、ご提案させていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点ではまだどの法人から応募があるのかわからない状態ですが、公募前に公平性の観点から事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくということですが、皆様、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

それでは、その様なことが生じるかは現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということをお願いいたします。

以上で選定方法については概ね事務局案で了承されたかと思います。なお、次回、第 2 回の書類選定の前に、もう一度、皆様と選定方法については、応募法人の関係者に該当するかを含めて、ご確認を行いますので、よろしく申し上げます。

ここで再度、委員の皆様にはお願いしますが、本日、審議していただきました選定基準や選定方法に基づき次回、採点を行うこととなります。今後、法人の募集を行うに際し、本日の内容が外部に漏れることで公平な選定の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せら

れていますので、くれぐれもご注意ください。

それでは、事務局から法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告をお願いします。

【事務局】

法人決定までのスケジュールについて、ご報告いたします。資料11の「今後のスケジュール(案)」をご覧ください。

募集要項で説明した部分につきましては、省略しながら説明させていただきます。8月8日から応募書類の配布を開始し、9月18日に応募申請を締め切ります。その後、書類審査に向けて書類の準備をさせていただきます。次回の第2回選定審査会の場で、書類審査とプレゼンテーションを行っていただきたいと思っています。プレゼンテーションと選定となりますので、応募法人の数によりますが、5、6時間以上かかる見込みです。1日または、午後から晩まで係る見込みとなります。皆様のご都合を教えてください。

【会長】

ここで、一度、会議を一旦中断します。

.....
【会長】

それでは、会議を再開します。事務局から、スケジュールに関しての説明を再開してください。

【事務局】

それでは、10月3日（金）の第2回選定審査会では、はじめに、選定審査の手順を再度ご確認いただいた後に、書類審査及びプレゼンテーション審査を行っていただきます。また、応募がありました法人1件ごとに進めていくことになり、仮の審査をしていただきます。そのため、法人の数だけこういった作業を行っていただきますので、多くの応募があった場合は、かなりの時間を要する可能性があります。その場合は、別に審査と協議を行いたいと思いますので、日程調整についてよろしくをお願いします。

【会長】

事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、委員の皆様、大変だとは思いますが、皆様協力しながら、次回からの審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、これは会長としての意見ですが、法人経理についてはなかなか我々では判断できない部分、難しい部分になるように思います。法人経理の分野については、専門家の高橋委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に説明いただければと考えていますが、高橋委員、事務局いかがでしょうか。

【委員】

わかりました。

【会長】

高橋委員に事前審査を了承していただきましたので、事務局は今後、高橋委員と日程調整を行い、事前に審査をお願いいたします。

これで、本日の案件はすべて終了しました。次回の会議日程を事務局からお願いします。

【事務局】

次回の会議は、10月3日（金）に市役所もしくは周辺施設で開催します。審議内容は、応募法人の書類審査、プレゼンテーション等についてのご審議をお願いしたいと考えています。案内については、後日、あらためて事務局からお知らせいたします。

【会長】

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会します。ありがとうございました。